

北監第32号
令和3年10月7日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲（別表）

令和2年度において新型コロナウイルスにより財政援助団体が行えなかった事業等と未使用金について

実施期間

令和3年12月2日（木）9時30分から

実施場所

北方町役場 3階 委員会室

基本方針・着眼点

- ・町が負担・補助している団体の令和2年度の活動内容について
- ・令和2年度中、新型コロナウイルスが原因で出来なかつた行事等
- ・行事等が行われなかつた場合、その予定していた費用について
- ・団体の決算において、未使用金の考え方について

提出資料

- ・財政援助団体監査一覧表（令和2年度）
- ・令和2年度財政援助団体収入支出関係資料（※対象団体のみ）
(事業計画書、予算書、事業実施報告書、決算書、通帳の写し、その他必要書類 等) 各3部

出席依頼者氏名

- ・総務危機管理課代表者（各補助事業事務局責任者）

北監第39号
令和3年12月16日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

令和2年度において新型コロナウイルスにより財政援助団体が行えなかった事業等と未使用金について

実施期間

令和3年12月2日（木）

実施場所

北方町役場 3階 委員会室

監査の結果

対象の補助金等について、申請書及び実績報告書、通帳の写しなど関係書類の提出及び関係者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。実際にコロナ禍において使用されなかつた補助金等については、町に返却されているなど、適切な対応がされていることが確認できた。

なお、書類等の確認の中で気づいた以下の事項については、改善をする必要があると思われる。

- 1 団体が支払いをしたときに受け取る領収書の中に宛名のない物が見受けられるので注意されたい。
- 2 1つの預金通帳の中に対象の補助金以外のお金、もしくは複数の補助金が入っている物があり確認しづらいと思われるので、色分けして別表で管理するなどの対応が必要と思われる。
- 3 団体が保管する預金通帳内に記帳された数字に対し、何も記述されていない物があり、使用途を記載するか整理簿等での管理が必要と思われる。
- 4 団体がその関連団体に活動費を渡している場合、関連団体の補助金の使用途についても、確認が必要と考えられる。